

食品安全委員会第 2 回会合議事録

1 . 日時 平成 15 年 7 月 9 日(水) 13 : 30 ~ 14 : 30

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

- (1) 委員長代理の指名について
- (2) 専門調査会運営規定について
- (3) 食品安全モニターの委嘱について
- (4) その他

4 . 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

梅津事務局長、一色次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、宮寄評価調整官

5 . 配布資料

- ・ 食品安全委員会 (第 2 回会合) 議事次第
- ・ 食品安全委員会 (第 2 回会合座席表)
- ・ 食品安全委員会専門調査会運営規程 (案)
- ・ 食品安全モニター制度について (案)
- ・ 厚生労働大臣からの食品安全基本法第 2 4 条に基づく委員会の意見聴取の要請 書

○ 寺田委員長 ただいまから、食品安全委員会の第 2 回会合を開催いたします。

本日は、7 人の委員の方すべて御出席でございます。お手元に食品安全委員会第 2 回会合議事次第がございますので、この議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。

まず第一に、私が万が一事故があったときに、職務の代理をしていただき委員長代理を指名させていただき、その後、専門調査会運営規程などを御審議していただくということになります。

まず最初に、委員長代理の指名でございますが、寺尾委員にお願いしたいと思っております。寺尾委員は、遺伝子組換え食品とか、それから、いろいろな薬などを中心にした安全性あるいは効果のことにも非常に造詣が深いですし、私の代理にお願いしたいと考えます。大変でございますが、皆さん、よろし

ゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○寺田委員長 では、寺尾先生、よろしく願いいたします。

それでは、寺尾先生をお願いするということで、できるだけ私、代理をお願いしないように健康に留意しまして頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題ですが、専門調査会の運営規程につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

○岩淵総務課長 それでは、専門調査会の運営規程(案)について御説明申し上げます。資料の3ページをお開き願います。

「食品安全委員会専門調査会運営規程(案)」でございます。第1条にございますように、この規程は専門調査会の設置、それからその会議、議事録の作成などについて定めるものでございます。

第2条の専門調査会の設置でございますが、「委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く」となっております。

まず、そこに一、二、三でございますように、横断的な事柄を担当する専門調査会といたしまして、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会の3つを設置するという内容になっております。

また、評価関係につきましては、5ページの別表になっておりますが、ここに評価の対象となるハザードごとの専門調査会を13設置するという内容になっておりまして、上から見てまいりますと、添加物専門調査会、農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会、器具・容器包装専門調査会、化学物質専門調査会、汚染物質専門調査会、微生物専門調査会、ウイルス専門調査会、プリオン専門調査会、かび毒・自然毒等専門調査会、遺伝子組換え食品等専門調査会、新開発食品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会となっております。

いずれも、添加物等、それぞれの担当するハザードにつきまして、その食品健康影響評価に関する事項について調査、審議をするということでございます。

それから、3ページにお戻りいただきまして、第2条の2項でございますが、「専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する」となっております。

また、「3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により専任する。

4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」、ということでございます。

それから、3条は、専門調査会の所掌といたしまして、まず、企画専門調査会につきましては、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項などを調査審議するというところでございます。

リスクコミュニケーション専門調査会につきましては、自ら行いますリス

クコミュニケーション、それから関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整、これに関する事項について調査審議をするというものでございます。

「緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故などの緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議をする」ということでございます。

別表に掲げております専門調査会の所掌につきましては、先ほど表で御説明しましたとおり、それぞれの調査会の名前の右側に、所掌の事項が書いてあるわけでございます。

4 ページにまいりまして、議事録の作成に関する規程です。第4条は、「専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする」ということで、会議の日時、場所、出席した専門委員の氏名、議題となった事項、審議経過、審議結果ということでございます。

それから、専門調査会の会議でございますが、座長またはその職務の代理をする者でございますが、専門調査会の会議を招集し、その議長となる、ということでございます。

また2項に、委員は、委員というのは、この食品安全委員会の委員でございますが、委員は専門調査会に出席することができるとしております。

3項は、「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」ということでございます。

第6条は雑則でございますが、「この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に図って定める」ということでございまして、本日お決めいただきましたら、本日から施行するという内容でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、質問あるいはコメントございますでしょうか。では、本間先生、どうぞ。

○本間委員 委員会の立ち上げですので、理解のためにお尋ね申し上げます。

例えば、本日の紹介がございました評価関係の、例えば、添加物専門調査会とございますが、これが当委員会の言わば専門的なものの審査を付託するところだろうと思うんですが、これ以外に、例えば、厚生労働省で、同じような委員会があるというふうに私は理解してよろしいのか、要するに、国の組織の中で、二段重ね、三段は言っただけかもしれないけれども、そういうふうなものを前提にして我々は考えるのか、いかがなものなんでしょうか。

○岩淵総務課長 添加物につきましても、厚生労働省の方に所管の薬事・食品衛生審議会というのがございますけれども、食品健康影響評価に関しましては、今後、この食品安全委員会が所管いたしますので、食品安全委員会の下に置かれる専門調査会が、食品健康影響評価の作業を一元的に行いまして、同じ作業は、厚生労働省の方の調査会では行わないという整理になっております。

○本間委員 そうしますと、新しい添加物が出たとしますと、まず、この委員会の専門調査会の方にその案件が上がってくるというふうに理解していいですか。

○岩淵総務課長 これは、食品安全基本法の規定に基づきまして、例えば、

添加物の場合ですと、厚生労働大臣から、この食品安全委員会に対して、まず手続として諮問がございます。そして、それをこの委員会で受理いたしましたら、この委員会の席で、この扱いを決めていただいて、実際には、まず、どこの専門調査会に属するかということを決めていただいて、本件については、例えば、添加物の専門調査会で、それでは、評価の作業に着手してくださいというふうに決定をいただきまして、その調査会の方に資料とともにその件を送りまして、そちらで評価に着手をしていただき、その審議結果につきて、また、委員会の方に御報告をいただきまして、委員会で最終的にそれを検討して食品安全委員会としての評価結果をお決めいただく、それを厚生労働大臣の方に食品安全委員会の意見として返していただくという流れでございます。

○本間委員　そうすると、その委員は、この専門の委員ですね。これはそうすると、この安全委員会の委員と、それから厚労省の委員を置くとか、それは専門家だから兼ねても十分構わないというお立場ですか。

○梅津事務局長　今、総務課長が御説明しましたように、ただ、添加物のように、申請者のある場合、農薬とか動物用医薬品もそうでございますけれども、申請者のある場合は、例えば、添加物は厚生労働大臣が食衛法で指定するわけでございますので、指定の申請がまず厚労大臣に来ることになります。別途、有効性の評価というものはこの委員会の仕事ではございません。農薬にしましても、有効性についてはそれぞれの指定なり登録なり承認をする行政機関で審査することになります。安全性についてはこの委員会に評価を求められるということになります。

それで、今、委員がおっしゃった委員の重複と申しましょうか、ダブる点でございますけれども、極力重複しない方がいいという議論がございましたけれども、それぞれ専門家の方が、必ずしも多数いる分野ばかりではございません。それから、この安全性評価はあくまでも科学的なデータに基づいて、オープンな場で、中立公正に議論されますので、必ずしも重複という問題に、絶対的にこだわると申しましょうか、要するに、分離するということにこだわるというのは、必ずしも適当ではないのではないかと考えております。

○本間委員　了解いたしました。

○寺田委員長　どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○中村委員　これのそれぞれの専門調査会のメンバー、委員の数というのは、そのとき随時決めるという感じですか。

○岩淵総務課長　専門委員全体として 200 名程度をお願いをするというふうにまず考えておりまして、1つの専門調査会について大体 15 名程度ということ想定しております。

○本間委員　そういったしますと、その専門委員の人選というのはどんな手順でこれからやられるんでしょうか。

○岩淵総務課長　本日、この運営規程で各専門調査会の設置を決めていただきましたならば、それを前提といたしまして、それぞれの分野でふさわしい専門家の方々の人選を事務局の方で検討いたしまして、委員の先生方にも相談をしながら、最終的に任命は総理の任命ということでございます。

○寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。

そうしますと、今は過渡期のところですが、後の方になってきますと、何か懸案があって、例えば、厚生労働大臣が、こちらへ評価の諮問をしまして、同時に、厚生労働省にもマネジメントの問題で諮問するということはあるわけですか、それとも順番は評価、マネジメントという形になるわけですか。一般的でもいいですけれども、個々で変わる場合があるかもわかりませんけれども。

○岩渕総務課長 それは恐らく両方のケースがあると思います。具体的な規格基準の形で厚生労働省なり農林水産省の方で検討する過程でこちらに食品健康影響評価を求めるようなケースもあれば、まず、事前にこちらに評価を求めた上で、規格基準の作業に入るというケースもあると思います。

○寺田委員長 それは全部軌道に乗ったところとか、トラディションとかいろいろな形があると思いますけれども、ほかに何かございますか。御質問とかコメントとかあるいは今の運営規程ということに関して、ここはちょっと字句をこういうふうに換えた方がいいとか、そういうことがございましたらおっしゃってください。

○本間委員 専門委員の任期ですが、これは懸案の問題が解決するまでというふうなものなんですか、それとも何かの、一応の。

○梅津事務局長 法律で専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとするというふうになっておりまして、法令上何年とかいうふうに決まっておりません。したがって、一定のテーマのまとまりということで判断されると思いますけれども、ただ、一つひとつの評価というものが終わるごとに変わるのかと言えば、それも非常に不合理でございますので、その辺の具体的な運営につきましては、スタートした後、また、委員会の中で御判断いただきたいと思いますけれども、ある程度の期間、継続した格好でお願いするのだろうと思っております。

○見上委員 専門調査会が13あるわけなんですけれども、初めから全部一遍に13というわけではないと思うんですけれども、その順番とか、それはどうやって決めるんでしょうか。

○岩渕総務課長 当面、具体的な食品健康影響評価の作業が急がれているものから進めていくということだと思います。

○見上委員 わかりました。

○寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。

そうしますと、この3ページにあります「規程（案）」の「案」を取り除くということによろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○寺田委員長 それでは、これで運営規程を制定することにいたしまして、7月9日からということでございます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして食品安全モニターの委嘱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○藤本勧告広報課長 それでは、6ページの方をお開きいただきたいと思います。食品安全モニターというものを配置してはどうかということで、その委嘱についての御提案でございます。

1のところで、目的、趣旨のことを書いてございますけれども、食品健康影響評価の結果に基づきまして、当委員会が食品の安全性の確保のため講ずべき施策について勧告等を行った場合、それらの施策の実施状況について報告を受けたりとか、あるいは広く一般の食品安全に関する意見、要望などを聴取するということを目的に、モニター制度を導入したらどうかということでございます。

具体的には2のところでございますけれども、食品安全モニターの応募対象といえますか、資格につきましては、①、②、③のいずれかの要件を満たしたような方で、ある程度知識、経験を持たれた方がいいのではないかとということでございます。

それで、募集人員でございますけれども、470名を想定しておりまして、各県にそういうモニターを募集したいということでございます。

3のところでございますけれども、食品安全モニターの役割といえますか、委嘱事項でございますけれども、趣旨、目的のところでも申し述べましたように、まず1つが当委員会が関係行政機関に勧告した事項等のモニタリングということで、日常生活を通じまして、そういった施策の実施状況について気づきの点を報告していただく。

2番目のところは、食品の安全に関する危害情報を入手した場合は速かに私どもの方に情報提供していただく。

3番目は、広く一般に食品安全行政に関する意見とか、日々の食生活等を通じまして、食品の安全に関わります気づきの点などについて報告していただくということでございます。

4番目に、意見交換等も含めまして、モニター会議への出席も依頼したいと考えてございます。

4のところでございますけれども、いただきました報告の処理についてでございます。これらにつきましては、分類、整理いたしまして、関係省庁に送付し行政の具体的な反映に資すればと思っておりますし、また、広くホームページ等を通じまして、情報提供を行っていきたいと考えてございます。

5で今後のスケジュールでございますけれども、こういう形で整いますれば、早速、明日から公募を開始したいということで、内閣府のホームページで「政府広報オンライン」とか、あるいは当委員会のホームページ等を通じまして、公募を開始したいということでございます。そして、8月下旬にはそういう形でモニターの方を配置できればというふうに考えてございます。

あと、その他、必要な事項につきましては、委員会の事務局の方で別途定めさせていただければというのが、全体の姿でございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、何か質問あるいはコメント、この内容を変えるというようなこともございますでしょうか。

○中村委員 1つ確認とそれから質問ですけれども、要するに、この仕事は、勧告が正常にきちんとその勧告どおりに行われているかということモニターをしていただく、つまりマネジメントですね。マネジメントがちゃんと行われているかどうかということを確認をしていただく、そういう方というこ

とでいいのかどうかというのは確認です。

もう一つは、モニターの対象者の中で、①、②、③とございまして、①、ここに食品に関係の深い学問として、医学、歯学、薬学とずっと並んでいます。その次に、食品に関係の深い資格、栄養士、管理栄養士、調理師と書いてあるんですけれども、印象としては理科系の方が圧倒的に多くなるような気がするんですが、それでいいのかどうかですね。470 人のうちのどのくらいとか、そういうことはわかりませんが、もうちょっと何か文化系というか、社会科学系というか、言い方は、文化系というところとあれですけれども、社会科学系の何か見識とか、経験を持っているような人も資格としてちょっと入れておいた方がいいのではないかという気がするんですけれども、どうですか。

○寺田委員長 どうでしょうか。

○藤本勧告広報課長 まず 1 点目でございますけれども、御指摘のございましたように、当委員会で勧告した点について、実際の実施はリスク管理機関でございます、例えば、農水省とかあるいは厚生労働省が実施されるわけでございますけれども、その状況を消費者の立場から、実施状況をモニターしていただくという役割をお願いできればということでございます。

2 番目の点につきましては、先ほどちょっと詳しく説明をしなかったところがございまして補足させていただきますと、もう一度この文章の方でございすけれども、①、②、③とございます。1 番目の方は学問で、例示的に医学とかそういう形で理学部系統といえますか、理科系系統が多うございます。2 番目の資格というのも栄養士とかでございますけれども、3 番目に、行政でそういった関係に従事した経験があるとかとございまして、これらもいずれかの条件を満たしておればということでございます。今の中村委員の御指摘を踏まえまして、③のところ、必ずしも理科系の方だけということではなくて、広く社会科学の関係に従事された方もいらっしゃると思いますので、そういったことも念頭に置きながら、委嘱のバランスを考えるというのも 1 つの手ではないかと思ひますけれども。

○寺田委員長 よろしゅうございますか。

○梅津事務局長 今、課長が申し上げた点に尽きるんですけれども、例えば、要件につきまして、①、②、③ではなくて、幅広く国民一般としたらどうかという御意見もあり得ようかと思ひます。ただ、御案内のとおり、いろいろな役所、行政機関にモニターがございす。内閣府にも国政モニターというのがございす。この委員会の仕事は、科学的なリスク評価、あるいはその結果に対するモニタリング、あるいは幅広く意見を言う、そういう科学的な食品のハザードのリスク評価が中心であるということと考えますと、こうした一定の素養と申しまししょうか、経験のある方を中心をお願いした方が、より合目的的ではなからうかということで検討した次第でございす。

それから、それ以外の例えば、国政モニターから食の安全に関わる情報をいただく場合も当然想定しておりまして、そうしたほかの行政機関のモニターからの情報についても、私も積極的にその情報を活用して、反映させてもらいたいというふうに思っております。

○中村委員 原則は了解しましたので、先ほど勧告広報課長がおっしゃった

ように、そういう実際に運用面で、余り狭い範囲のことに、それは非常に貴重なんですけれども、反面、評価するときのバランスとか、モニターするときのバランスとか、何とかということも、やはり一面では大事ではないかという気がするものですから、そこは、事務局長も今おっしゃったような形で、選考のあれをしていただければと思いますけれども。

○寺田委員長 書き込み方が難しいですね。例えば、食品に関する社会科学的な学問を行った者とか、お話をお聞きしてしまして、そういうのを本当に入れたらいいかもわからない。学問といっても、社会科学的なものとか経済的なものだとか、社会全体の文化の問題とかありますけれども。

○中村委員 流通とか。

○寺田委員長 流通とかですね、確かに大事な問題ではありますね。

ほかの委員の御意見は、今のことに關しまして。

○坂本委員 ③が、行政に従事したことがありというのが前提になっておりますけれども、これが必ずしも行政に従事していなくとも、食品衛生に非常に関心の高いその他の分野の方というように幅を広げるとすれば、現在、行政に従事していない方という文言を後ろにすれば、一応幅広いモニターの選択の条件になるのではないかという気がいたします。

○寺田委員長 そうしますと、文章としては、ここはどういうふうになりますでしょうか。

○坂本委員 食品衛生に関心の高い方々で、現在、食品衛生に関する行政に従事していない方というようにしてはいかがかという意見です。「現在その職に就いていない」という限定がありますので、これを取り入れるとすれば、この文言を後ろに持っていったら幅広く人材が得られるのではないかと考えたわけです。

○梅津事務局長 この①②③は、いずれか1つということでございまして、全部を満たすということでは勿論ございません。③を入れました趣旨は、いろいろな地方地方で、保健所とかいろいろなところで実際の食品衛生関連の仕事、行政をやったことがある。そういう経験者であれば、どういうところが危害要因があるかということを見る目を持っておられると。そういう方で、必ずしも定年になって早く辞められた方であっても、そういう御経験なり知識を生かしていただくということで、今後カテゴリーを設けさせていただいたわけでございます。

それで、食品衛生に関心が深いというだけで、なかなか客観的な限定と申しましょうか、カテゴリーの明確化が難しいような感じがいたしますので、①と②のところでそういう結果的にこういう資格を持っておられる、あるいはこういう学問の経験があるということであれば、当然、そういう形でこのモニターに応募しておられる方は、深いから応募してこられるだろうということで考えられますので、この③の枠組みは①と②とは別に、生かしておきたいと思っておるんでございます。

○本間委員 類型のことが、例えば表示問題のときに、偽装表示のときに、農水省が実施したあの表示ウォッチャーというのがあって、あのときは確かに一般消費者という観点から、特にこういう規定がなかった、こういうふうな学問分野というのを指定しなくてよかったと、私は思っておりますし、そ

れが表示の特徴だと思っておりますが、今回、衛生安全ということになると、要するに、事態の認識が、どの程度の化学的な認識を伴っているかというふうに、ただ、白いものが付いていたのよ、と言うか、カビのようなというふうなものの認識ができるかというふうな、多少私もこのところは差があるのではないかという、私は中村委員のおっしゃるのはすごく心情的にとてもよく理解できますし、文化系の勉強をした方で非常にきちんとした判断を経験的に積まれるという人がおられますので、私は、できれば広めに採っていただきたいというふうなのはそう変わらないものでございますが、ただ、その中で、四百何十名を任命するわけですけれども、こういう方々に全国ですから、集めて講習会をやるというわけには財政的にもいかないだろうと思いますが、あと指定されてから、なにがしかの、多少、コミュニケーションですか、印刷物のやり取りだけでやるのか、あるいは地方ごとに希望者に説明みたいなことをされるのか、それによっても、対象の緩さというのが違ってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○藤本勧告広報課長 一応、考え方としましては、先ほど、本間委員から御指摘がございましたけれども、実施状況等を制度もある程度理解できて、その状況が現場の日常生活上でうまく機能しているのかどうかというのを見ていただくということで、ある程度の知識とか経験がある方の方が望ましいのではないかというのがもともとの発想でございます。

それと、追加で御指摘がございましたある程度の説明なり研修という御指摘がございましたが、その点に関しましては、3の④でちょっと触れてございますけれども、モニター会議みたいなもので、一応こちら側の意図とか、意見交換をする場合は、年に1回ぐらいは持ちたいなと思っております。

○寺田委員長 それでは、これは結局、1つの県に10人ぐらいですか。

○藤本勧告広報課長 そうですね。平均でいきますと。

○寺田委員長 ですから、採用するときに、いろいろ幅広く考えて採っていただく、いい方であれば、なかなかそこは難しいところがありましようが、社会科学的な面が確かに本当は必要だと思いますので、これは走りながら、実際にモニターを非常に有効に働いているとかそういうことになりましたら、また、そのときに考えていくということにしまして、この制度につきまして、坂本委員、さっきの説明でよろしゅうございますか、③のところ、行政、ちょっと幅広く言われて、それもよくわかりますが、最初のところはちょっとせばめてやるということで。

では、このモニター制度につきましては、この原案どおりでよろしゅうございますか。

○梅津事務局長 先ほど中村委員から、社会科学系の学問ということがございましたので、例えばこの食品工学の後に、「食品に関する社会科学（流通・経営等）」とか、例示を入れて、付け加えた方がよろしゅうございましょうか。

○寺田委員長 私はそれでいいと思います。いかがですか。

○中村委員 いいと思います。例えば、募集するときに、そういうのが入っていると入っていないでは、やはり応募の状況が違うと思いますので、一言それを入れていただいた方がいいのではないかと思います。

○寺田委員長 委員の先生、それでよろしいですか。

それでは、この案のところに、ただいま梅津事務局長の方から修正案が出ましたが、修正案を入れまして、この案を採らせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、その他の議事といたしまして、食品安全基本法の第24条の規定に基づく委員会の意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、お配りしております資料の7ページ以降に基づきまして御説明をさせていただきます。

7ページに食品安全委員会に対して、「食品健康影響評価を求められた事項」という表題になっておりますが、まず、その資料の構成から申し上げますと、7ページと8ページは事項の概要でございます。

9ページ、10ページは、今回、意見を求められる根拠となりました食品安全基本法の抜粋でございます。

11ページ以降は、厚生労働大臣から、食品安全委員会委員長宛てに意見を求めるとして発出された公文書のコピーでございます。ですから、11ページから資料の最後まで項目が7ページと8ページの資料に取りまとめられているということでございます。

これらの健康影響評価についての意見を求めるという諮問書につきまして、7月1日に厚生労働省を発出されておりました、私どもで接受したのは7月3日でございます、本日御報告をさせていただくという運びになったわけであります。

全部で12項目ございまして、12項目のうち10項目は食品安全基本法第24条第1項、これは9ページの上半分、アンダーラインが引いてあるところでありますが、これは法定で人の健康を損なうおそれのない基準を定めようとする場合には、本委員会の意見を聞かなくてはならないとされているものでございます。

個別に簡単に御説明いたしますが、まず第1点、ここに農薬の名前がたくさん書いてございますけれども、これにつきましては、これらの農薬についての残留基準を新たに設定する、あるいは改定をするということについての意見の諮問ということであります。

2番目は、カルバドックスという動物用薬品、抗菌剤でございますけれども、これの食品中の残留基準の改定についてということでございます。

3番目は、パツリンと書いてありますが、これはカビ毒の一種でありまして、これについて食品の規格基準を設定することについての意見を求められているということであります。

4番目は、清涼飲料水の規格基準の改正についてでございます。

5番目は、L-アスコルビン酸2-グルコシドほか3品目、これは強化剤あるいは製造用材の添加物でありますけれども、これらを新たに定めることについて意見を求められております。

6番目は、アセスルファムカリウム等4品目につきまして、アセスルファムカリウムは甘味料でありまして、これは保存料その他、製造用材でございますけれども、これらの添加物の使用基準の改正についての意見を求められております。

7 番目は、これもメチルヘスペリジンというのは、強化剤として使われている添加物であります、その規格を改正するという件でございます。成分規格の改正ということになります。

8 番目は、コウジ酸という添加物につきまして、使用基準を設定したいということでございます。

8 ページに行かせていただきまして、9 番目は、ここに書いております動物用医薬品、これはいずれも抗生物質でございますけれども、この食品中の残留基準を改正することについて意見を求められております。

10 番目は、タール色素の添加物の成分規格を改定する件について意見を求められているということになっています。

それから、II 以降の 2 項目についてであります、これらは、10 ページの一番下の欄をごらんいただきますと、下から 3 行目以降をごらんいただきますと、「第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するために必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる」とされている部分でありまして、これに基づきまして、2 つの項目について意見を求められております。

1 つは「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について」、2 番目は「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」、この二項目であります。

これらにつきましては、個々の案件について今回、意見を求めるに至った背景などにつきまして、現在、事務局で資料等含め、精査中でありまして、今後、御議論をいただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、コメント、御質問、ございますでしょうか。

○中村委員 この 7 月 1 日付でどっと諮問があったわけですがけれども、これは、多分、この内容を拝見すれば、既に厚生労働省などで審議会なり検討会なり、そういうところで検討されてきたことではないかというふうに想像しますけれども、まさらでこういうものがどんと出てきたということは、まずないだろうと思うんですがけれども、その辺はどうなんですか。

○村上評価課長 御説明が不十分で申し訳ございませんでした。

おっしゃるとおり、1 から 10 までの件及び II の方の 2 件につきましても、これは薬食審あるいはその他の委員会におきまして議論が進んでいるものでございまして、特に項目の 1 番から 10 番は、薬事・食品衛生審議会において答申まで至っているもの、及び部会での結論が出ているようなものということで、相当煮詰まっているものであるというふうに我々も認識しております。

ですから、7 月 1 日に本委員会が発足されたことによって、法律上、意見を聴かなくてはならないということでまとまってきたということであろうというふうに思っております、本来であれば、こんなにまとまって固まりになってくることはないのではないかというふうには思っております。

○中村委員 そうしますと、先ほど立ち上げをみんなで認めたわけですがけれども、例の評価の専門調査会で改めてこの一つひとつについて、まず資料を整理して、そして検討するということは、すべての項目で必要ではないとい

うことですかね。

○村上評価課長 そこは委員会での御判断だろうと思いますが、今後、個々の案件につきまして状況が明らかになって、本委員会としてそれは専門調査会に聞くまでもないというふうに御判断いただける場合も多いのではないかなというふうには思います。

○本間委員 10項目の中で、割と緊急度というか、急ぎのものというのはあるんでございましょうか。

○村上評価課長 お答えさせていただきます。一般的なお話といたしまして、例えば、特定の企業からの申請に関わるようなもの、例えば、農薬のようなものにつきましては、そんなに長いこと置けないというようなことはあるのかなと思いますけれども、今回はそういう新規の農薬の登録に関するものはございませんで、ここに挙がっているものにつきましては、勿論、事務局といたしましては、できるだけ早く処理をする義務があるというふうに思っておりますけれども、何か非常に特殊な今日、明日にでも結論を出さなくてはならないということはないだろうというふうに思っております。

○寺田委員長 本間委員、よろしいですか。

○本間委員 はい。

○寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。

○中村委員 最初なので、ちょっとよくわからないところもあるので、若干確認的なところもありますけれども、諮問書を見ると、例えば、11ページの最初のものについては、食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めますと、その次もそうですね。これで何を評価してほしいというふうに、これでわかるものですか。私はそういうところが何か。

○寺田委員長 中村委員の言っておられる質問事項はすべて非常に大事なことです。事務局の方から説明をお願いします。

○村上評価課長 本来であれば、この事項だけということではなくて、これにどのような背景があるのか、それから、今までどのような議論がされてきたのか、そして、その議論の結果はどうだったのかということも含めてお諮りをしなければならないというふうには思っております。

今回、7月1日付でこれだけの諮問が参りまして、私どもも今、鋭意事務局において資料等の精査をしているわけでありまして、本日、この時点で皆様方に、各項目についてその資料をお示しするのが間に合わなかったということでありまして、今後、お諮りするについても、前後するようなことがしばしばあるかもしれませんが、できるだけ早く、各委員が御判断できるような資料は準備させていただきたいというふうに思っています。

○本間委員 くどい質問になるかもしれませんが、そうすると、こういうふうな10項目に当たる評価を求めてきたときに、それぞれの専門調査会を立ち上げて、その判断を我々がまた専門家に問うという手続が必要なんでございましょうか。

○寺田委員長 私の理解では、それもケース、ケースで、向こうがほとんど終わってしまっていて、見て、これでOKだと思えば、この委員会です承と言えるわけですね。OKというのは、向こうのそれまでのリスク評価をやった内容に関して、それをそのまま使うということではあるわけで、違いますか。

だけでも、問題点があると考えた場合は、専門調査会に上げてしなくてはならないと思います。

これは今、事務局側でいろいろ資料の整理とかをやっているというお話ですが、この委員会といたしましても、これを出してこられた厚生労働省の方に、どういう背景、何を評価してほしいとか、特に2番目の方ですが、説明をお願いするということは必要がないような気がするんですが、それでよろしいですか。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 最初ですから、向こうはずっと動いてきて、7月1日からぼっと来たので、こちらプロセスのために、案件が遅くならないように、できるだけ事務的には早くやるということですが、説明をちゃんと聞いてやらないと、適切な対応はできないというところもあると思いますので、この場合は、厚生労働省の方に来てもらって説明をお願いすると、そういうことにしたいと思います。事務局側はそれでよろしいですか。

一度にはできないかもわかりませんね、どういう手はずになりますでしょうか、この委員会での説明は。

○村上評価課長 恐らく、意見を求めた御趣旨については、一括して御説明をいただくことになろうかと思えますけれども、その後、どれをどのように取り扱うかというのは、逐次という形になろうかと思えます。できれば一括してできればいいですけれども、そうはいかないと思えますね。

○寺田委員長 例えば、ここでオーバールールするようなことがあったら別ですけれども、きちっとほとんど議論がすすんでいるのに、プロセスのために遅くなるというのは、大変申し訳ないことがあるので、そことの兼ね合いをよろしく願いいたします。

それから、今後もいろいろそういうこともあるかと思えますので、スタートのところは勿論仕方がありませんし、やりながらお互いに、何がバックグラウンドにあって、ここで何を検討するのか、評価するのかと、科学的な評価をする場ですから、そういうことを省から上がってくる場合には、きちっと了解した上でやりたいというふうに考えております。

○中村委員 それと、今回は厚生労働省から項目がたくさん上がってきているわけですが、ほかに評価を依頼してくるところが、例えば、消費者側からのパイプであるとか、あるいはこの委員会自体が、委員の方の発議でこれはリスク評価すべきだというふうなものもあるだろうと思えますし、それをどういうルールとそれからどういう手続、手順で議題に乗せていくかというのを、ある程度整理しておいた方がいいのではないかという気がするんですが。

○寺田委員長 賛成です。

○本間委員 事例として、食品添加物の例で申し上げますと、この食品安全委員会に健康評価を依頼して、それから効能の評価を、仮に厚労省の方でやるというふうな、この仕組み自身は、今までの審査の形態よりは早くなるんですか。それとも、より確実な2段階ではないけれども、遅いかもしいがより確実な審査になるのか、何か、この辺は、この安全委員会をつくった効果というのは、どこのところに出るのか私自身も委員になっての本当に素

朴の質問なんです、いかなもののでしょうか、仕組みとして。

○村上評価課長 実際に、厚生労働省の中の薬食審においても、何をやっているかといいますと、安全性の評価をする一方で、その安全性のレベル、例えば、ADIというか、1日にこれぐらい食べても大丈夫だという量が出てきますが、その量で実際に食品に使って、その添加物が効果を発揮する量と、それを引き比べて、その安全な範囲で有効に使えるのであれば認めるという操作をするわけであります。

今回、事務局でさせていただいております食品安全委員会では、その安全性の部分の評価を独立して行うということになっておりまして、言ってみれば、より確実に安全性のチェックを行うことができるようになったということだと思います。

ですから、別の独立した機関になりましたので、ただ、手数としては、全く同じことでありますから、だから、こうなることによって、異常に判断が遅延するということはないだろうと、ただ、デシジョンメイキングの過程がより透明になって、より確かなものになったということではないかと思っています。

○本間委員 そうすると、かつて1つの委員会の中で、両方判断し得た時代があったということになりますよね。

○村上評価課長 薬食審の中ではそうですが、その部会が毒性部会とか添加物部会とか分かれておりまして、それぞれ有効性の判断とか、安全性の判断とかやっておりますので、ですから、安全性の専門家がどの程度まで食べても大丈夫かというのを独自に決めて、有効性、使ったらどうかというのは、また別の委員会が決めていくという。

○本間委員 そうすると、この仕組みは確実に処理が早くなる仕組みになっているんですね。

○村上評価課長 早くなるというのは、どういうメルクマール。

○本間委員 正確であるという。

○村上評価課長 そうです。だから、むやみやたらにこの委員会ができたことによって遅延するということはない、むしろ事務局、一生懸命頑張りますので、そのようなことがないように皆様が迅速に判断ができるように努力していきたいと思っています。

○本間委員 事務局の問題ではなくて、仕組みの問題としてお尋ねしているわけです。

○寺田委員長 本間委員の言われるのはよくわかるんですね。ただ、多分、遅い早いとはそれほど変わらないだろうと。仕組みとして、リスクのエスティメーションとマネージメントを分けるというところの本質的な問題が、どれほど本当に全くオーバーラップなしにきちっとできるかと、現実的にそれはなかなか私は難しいと思うんです。委員長の立場でなくて委員の一人として考えています。

ですから、ここはリスクのエスティメーションの方を科学的にやることを主にする。だから、そのときには、どうしてもやはりマネージメントのことを考えながらやらずに、こうですよと評価する。あとマネージメントの方が考えてくださいと、それぞれの行政機関に返すのが理想ですが、それもなか

なか難しい場合もあると思いますから、ですから、この形の諮問を受けた場合には、そのバックグラウンドの管理のことまでもある程度考慮に入れて、やらないといけない部分が大分あるのではないかと思います。

ですから、一言で言うと、これができましたのはスピードよりも、より客観的に、そんなことはなかったと思いますけれども、何かどちら側を向くかということの比重ができるだけないようここでやろうということと、それから、省庁の縦割をなくして、穴ぼこをなくすようにしよう。

それから、こちら側から、それは各省庁でやっておられたんですけれども、さっきおっしゃいましたが、この委員会として問題点を見つけて、こうすべきであるか、こうすべきか、どちらかというと、諮問・答申の形が大体審議会というところがありますけれども、諮問・答申の形ではなくて、こちら側から時間的余裕ができて、事務局が音を上げなかったら、こちら側から、この委員会というのは消費者の方の立場から、あるいは場合によったら生産者の立場から、こういう問題点をやってくれということを聞いてきて、それでこちらが妥当と思ったら議論・検討するということになります。多分、リスクのエスティメーションと管理のところはオーバーラップするところがある場合があると思います、どう考えてみても。ただ、どちらに比重が出てくるか、管理の方は勿論ここでできませんから、それは確かなんですけれども、エスティメーションのところには必ず管理的な部分の考え方が入ってくるような気がします。

ほかに何かございませんでしょうか。

そうしますと、今のこの会議そのものといましては、厚生労働省から来たものの説明を求めるということでよろしゅうございますね。ただいまのようなディスカッションをこの委員会で非常に有効だと思いますので、皆さん、情報を開示していろいろなことをやっていますので、絶対にAがいいとかBがいいとかという完全なものはなかなかないんですが、できるだけ現在のサイエンスでベストの方法でいろいろなことをディスカッションしていくという場にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございませんか。これで今日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様方は、特に発言はございませんでしょうか。

ないようですが、次はいつになりますか。

○岩淵総務課長 次回でございますが、7月18日金曜日の14時から開催したいと存じます。

○寺田委員長 ありがとうございます。

○本間委員 ほんのささやかなことですが、こういうのは何か次回はどんなものが対処になりそうかというふうな御案内みたいなものは特にないんですか。やってみなきゃわからないという、それならそれで構いませんが。恐らく作業の中で予定されている、私たちは全く知りませんので、そういうある日程で、乗っかっているというのがわかるというか、そういうのはわかりなんでしょうか。

○岩淵総務課長 可能な限り事前に予定されている事柄について御説明するようにいたします。

○本間委員 立ち上げたばかりですから、酷なことは申し上げるつもりはご

ざいませんが、かつて農水省の調査会の委員だったときに、およその作業の日程みたいなものが割と出てきたんですね。そうすると、こちらも多少、関心を持った対応というものもできる場面が、決して悪い意味に解釈しているのではなくて、その方が有効かなと思ってお尋ねした次第です。

○寺田委員長 多分、これは私の理解では、今言いました厚生労働省から説明を受けるということですね。それから、専門委員会をどういうふうに立ち上げていくということがあるのではないかと、ほかにもいろいろ考えればあるかもしれませんが、私は少なくとも2つは次の会の際にやらなければいけないと考えます。

また、時間とかいろいろなことを考えて、わかりましたらできるだけ早くラフな状態でも結構ですから、予定を委員にお知らせ願えればと思います。

では、これでよろしいですか。

第2回の食品安全委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。